

免税軽油制度の継続を求める意見書提出に関する請願

1 趣 旨

私どもは、これまでスキー場産業を通じて冬季観光産業に重要な役割を果たしてきたが、年々、スキーヤーやボーダーが減少し、さらには新型コロナウイルス感染症の影響によりスキー場への入場者が激減し、厳しい経営状況が続いている。

このスキー産業の発展に大きく関わってきた軽油引取税の課税免除の特例措置（以下「免税軽油制度」という。）が令和6年3月31日で廃止される状況にある。

ゲレンデを整備するための機器や昨今の暖冬による雪不足解消のための降雪機に使用している軽油は軽油引取税が免除される免税軽油制度の適用を受けており、私どもの事業の他に農業用機械や船舶、鉄軌道車両、倉庫や港湾などで使用するフォークリフトなど、道路を走らない車両や機械などの動力源として使う軽油についても軽油引取税が免除されているところである。

この軽油引取税については、平成21年の税制改正において、目的税から普通税に変更されたが、索道事業においても、3年ごとの免税措置延長が認められ現在に至っているところである。

私どもの索道事業においても、現代の要求である環境への配慮を満たすべく脱炭素の取組を推進したいところではあるが、スキー場で使用する大型の機械には、一部の降雪機等を除き電気を動力とするものは開発されておらず、軽油を燃料とした圧雪車や降雪機を使用せざるを得ないのが現状であり、この制度が廃止されるとスキー場関連の冬季スポーツ産業は大きな負担増を強いられることとなり、スキー場の維持経営はもとより地域経済にも計り知れない悪影響を及ぼすこととなる。

以上の主旨から、下記事項についての意見書を政府関係機関に提出することを請願する。

記

索道事業に係る軽油引取税の課税免除の特例について、スキー場産業を営む索道事業者における免税軽油制度の廃止は、索道事業（リフト）とゲレンデというスキー場産業の基幹とも言うべき重要な部門のコスト増加となるため、冬季観光産業の発展や地域経済への悪影響の観点から、索道事業者に係る軽油引取税の課税免除特例措置の継続策を講じること。

2 提 出 者

福井県索道連絡協議会 会長 石坂英明

3 紹 介 議 員

山岸猛夫、仲倉典克、田中三津彦、兼井大

4 受理年月日

令和4年11月28日